

トゥンカーワット農園経営農民会

กลุ่มเกษตรกรทำสวนทุเรียนจังหวัดชุมพร

産地情報

バンコクより南に約 480km、海沿いのラメーの町から標高 100~200mほど高い山岳地帯にかけての地域です。熱帯気候で一年中気温は 30~35℃と高く、雨期が一年の半分以上(5月~12月)と長いです。世界的な異常気象の影響もあり、1998年、2004年と大きな干ばつに見まわれました。もともとタイ政府が開墾した土地で、タイ南部から入植した農家が多く、バナナ農地も平地から山間部のもの、大規模栽培から庭先栽培のもの多様です。水の有効活用や土壌の疲弊を防ぐため、果樹との混植栽培をする生産者が多く、ゴム、パームヤシ、コーヒー、ドリアンなどの産地です。ホームトンバナナ栽培以前に商業的なバナナ栽培の歴史はありませんでした。

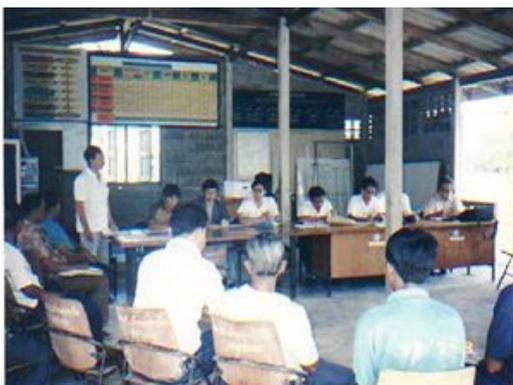
ラメーってどこにあるの？

タイの首都バンコクから南へ約570キロ、チュンポン県ラメー郡に「トゥンカーワット農園経営農民会」の活動現場があります。「トゥンカーワット」とはラメー郡にある地区の名称で、この農民会に所属する会員の多くがこの地区に居住していることからこの名称がつけられました。

ラメー郡はゴム、パームヤシ、コーヒーなどの栽培が盛んな農業地帯。郡としての歴史はまだ浅く、現在ここに生活している人々のほとんどが他の地域から入植してきた人々で、まだ入植第一世代の世帯がかなりの数に達します。いわば「開拓農村」なわけです。わずか 30~40年前までこの地域には住む人もなく、鬱蒼とした熱帯林が生い茂っていたといいます。行政の働きかけで入植が奨励されたのを皮切りに、タイ南部のあちこちから次々と入植者がこの地に駆けつけ、この森を切り拓いて生活の糧となる農作物を植えていったのです。当時は野生の虎などもいたということです。ラメーの皆さんと話をすると、ワクワクするような開拓農民の生の経験を聞くことができます。



農民会の発足は 1993 年 7 月です。大阪にある大阪よどがわ市民生協の呼びかけに応じて農民会の組織化に加わった発足当初の会員数は 36 名。彼らは無農薬バナナを同生協に供給するために団結して農民会を組織したのでした。同生協は「安全、安心」をテーマに環境にやさしく人間にとって安全な商品の開発と消費者への供給を設立以来ずっと追及してきた生協ですが、組合員の要望に答えられない商品がありました。それがバナナだったので。生産者がはっきりとわかり、生産過程で農薬が使用されず、しかも生協がその生産物を利用することで生産者とその地域社会が良くなっていくようなバナナをよどがわは十数年間探し歩いていたのです。



それまでラメーの人たちはバナナを本格的に栽培したことなどなかったのですが、8月にはバナナの作付けが開始され、バナナ園があちこちに誕生しました。年が明けた 1994 年 1 月、よどがわ生協の友好訪問団がラメーを訪れ、相互の交流と協力を約束し合う「共同宣言」への調印が行なわれました。そして 3 月に記念すべき第一回出荷が行われたのです。

ラメーの生産者は 2 年目には 100 名を越え、地域に根付いた組織へと徐々に成長していきました。日本の消費者との交流活動は継続的に展開され、毎年代表団を相手国に派遣しながら相互理解を深める中で、組織の運営能力やバナナの生産技術を向上させてきました。

1994年10月にはとくしま生協がこれに加わり、その後同生協も会員となっているコープしこく事業連合全体がラメーのバナナを扱うに至っています。任意団体だったグループは1995年3月に正式に法人登録され、名称をこれまでの「ラメーホームトンバナナグループ」から「トゥンカーワット農園経営農民会」へと改称。またこの年、鳥取県生協も供給先の仲間に加わりました。

1998年、タイは未曾有の金融危機に遭遇しましたが、同時にエルニーニョ現象によって大旱魃が襲った年でもありました。この年、ラメーのバナナは壊滅的な打撃を受けます。しかし、よどがわ生協からの義援カンパが寄せられ、会ではこれを「よどがわ基金」として旱魃被害後のバナナ生産復興基金として運用しました。週当たりの出荷量わずか700kgという水準にまで落ち込んだこともありましたが、生産者は粘り強く栽培を続け、徐々に生産量が回復。翌年には週6~7トンまで回復しました。



1999年以降は順調な天候にも助けられ、バナナ生産は着実に回復し続けました。この頃を境に、会はバナナ生産に関する生産指導力を徐々に身につけていきます。それまではどちらかというただ出来上がったものを買っていたに等しかったのですが、大旱魃によって生産基盤が崩壊したことで、執行部自らが生産現場に行って生産者の話を聞くことの重要性を再認識したのです。折りしも経済危機の嵐が吹き荒れる中、農家の購買力は低下し、エルニーニョ旱魃の影響はバナナだけでなく、ゴムや他の果樹などにも壊滅的な打撃を与えたため、農家は栽培期間が短くて現金を取得できる作物に傾斜しようとしていました。バナナが農家の暮らしと農業経営の中で重要な位置を占めるようになっていったのです。



会員の中から専従者としてスカパット専務理事が就任し、会員をこまめに訪問して地道に栽培指導を始めました。将来の旱魃被害に備えて、栽培対象地域をラメー郡外にも拡大。近隣のターチャナ郡の生産者などが仲間入りしました。さらにパト郡、ランスワン郡などからも若手の熱心な生産者が駆けつけ入会し、会員数は280名を超える大所帯になりました。生産の裾野と多様性が広がったことに加え、1999~2000年の乾季は雨が比較的頻りに降ったため、バナナの出産全体も急激に伸びました。農民会の2000年のバナナ出荷量は前年からほぼ倍増し、3月には創設以来初めて注文を上回る余剰が出るに至りましたが、1999年後半から首都圏コープ事業連合(現パルシステム生活協同組合連合会)が供給先に加わったこと

でこの生産増をうまく吸収しました。この時期の農民会のバナナ生産は2002年と2005年に旱魃被害を経験するものの(この時の被害も前2回に引けをとらない深刻なものでした)、基本的には出荷量は右肩上がり推移しました。

2007年には首都圏コープ事業連合とペップリ県バンラート農協が提携して結成された産直協議会に農民会も正式に参加し、同年10月には同連合会が日本国内を含む産直産地で頻りに実施している公開確認会が開催されました。これは2004年にバンラート農協で開かれたものに続く、タイのバナナ産地としては二回目の公開確認会で、日本から20名以上の生協関係者、学識経験者が参加し、農民会のバナナ生産管理の仕組みなどについて確認しました。

2008年、農民会はパルシステム連合会(首都圏コープ事業連合から改称)の助成を受けて本部敷地内にBM生物活性水プラントを造成し、環境にやさしい農業生産体系の構築に向けてさらなる一歩を踏み出しました。

2012年10月現在、農民会の会員数は800名を超えましたが、生産圃場数は190箇所余りに縮小してきています。度重なる突風被害や洪水、旱魃などの自然環境の変化によって生産が安定していないことが原因で、出荷量も2006年をピークにその後は伸び悩み状態が続いています。農民会では生産の建て直しに向けて地道な努力を続けていますが、同時に「量を追求するよりも質的な転換を」を目標に掲げて、生産の裾野を無闇に拡大するのではなく、個々の生産者の栽培管理の質的向上などを重視することで量的な拡大にも繋がりたいとしています。天候不順が頻繁になって生産が益々不安定になる要素が強まる中で、農民会の地域における指導力が問われています。

共同宣言

水と緑と太陽の光に恵まれ、
果樹が豊かに実るこの地、
タイ国チュムボン県ラメー郡において、
この美しい自然を守りつつ、
農業の発展と豊かな生活を目指す
「ラメーホームトンバナナグループ」と、
農業が工業生産の犠牲となって、
安心・安全な食糧を求めることが困難な中で、
組合員の食卓の安全のために努力する
日本国「大阪よどがわ市民生活協同組合」の訪問団は、
平和を願い友好と信頼を基礎として、
お互いを求めるものを尊重しながら、
それぞれの目的のために協力しあうことを、
ここに高らかに宣言します。

1994年1月15日

地理情報

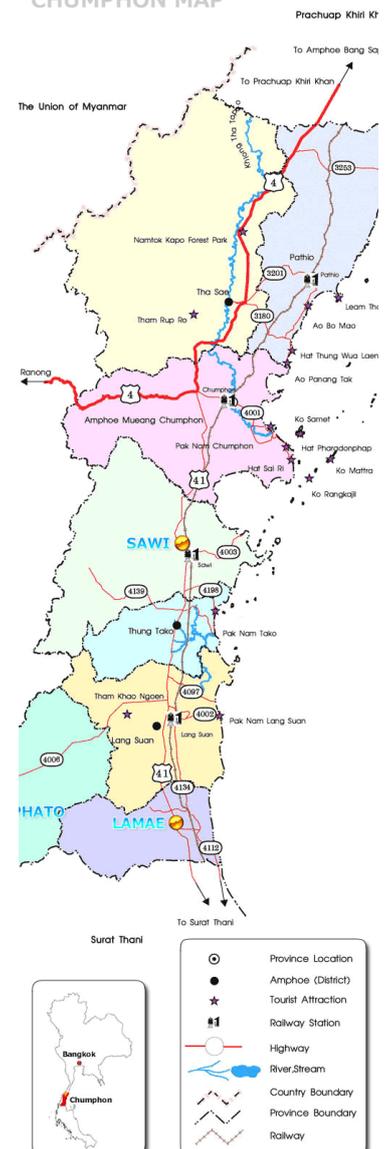
チュムボン県はタイ南部 14 県の玄関口に当たる県で、バンコクからマレー半島を約 500 キロ南下したところにあります。緯度は北緯 10 度 29 分、経度は東経 99 度 11 分、県の総面積は約 6000 平方キロとなっています。南北に長い形状をしており、東西の幅は平均 36 キロしかありませんが、南北は 200 キロを越えています。

南北に長い県ですが、地形的な特徴は南北に縦長に切る形で三つに分かれています。一番西側は山地部で、ここから数本の河川が東に向かって流れており、県中西部の農業・生活用水を供給する貴重な水源となっています。中央部はなだらかな起伏がある平野部であり、農業生産に適した地域を形成、県土面積の四分の一を占めています。一番東側は平野部であり、220 キロに達する海岸線を形成しています。

季節は主に乾季・雨季の二つに分かれ、乾季は 12 月～5 月、雨季は 6 月～11 月頃までです。乾季に入ったばかりの 12 月～1 月が最も気温が下がる時期で、16 度前後まで下がる時があります。一方、最も暑いのは 3～4 月で、平均 36 度前後となります。

年間総雨量は過去 30 年の平均で 2,215.8 ミリ、最も雨量が多いのは 11 月の 354.6 ミリ、逆に最も少ないのは 3 月の 58.9 ミリとなっています。

CHUMPHON MAP





よどがわのラーメン初訪問

村の集会場に関心ある農家が集まり、大阪よどがわ市民生協 長部長(当時)の説明に耳を傾けた。
(1993年7月12日)



グループ誕生前夜

グループ発足を前に、無農薬栽培バナナを日本向けに輸出していた先駆的農協のタヤン農協を視察した時の珍しい写真。夜は皆で農協事務所に宿泊した。写真手前、床に座っているのはソムヌック氏(元理事長)。
(1993年7月18日撮影)



月例会議

発足当時は月一回、メンバー全員が小学校の教室に集まって会合を開き、作付割り当てなどを決めていた。なお撮影したこの日の会議には首都圏コープ事業連合の山本伸司氏(元理事長)が出席していた。
(1993年12月)



初めてのバナナ栽培・・・

グループ発足後間もない頃の苗の作付け風景。
(1993年12月)



皆が真剣・・・

訪問した大阪よどがわ市民生協職員と真剣な顔で協議するニポン理事長(当時)ら執行部。
(1993年12月16日)



初代作業場

サハコンパタナー小学校の講堂を使用していた。



とくしま生協の初訪問

林みす子理事長(当時:写真中列左から4人目)を団長とするとくしま生協一行が現地を訪問し、「覚書」に調印した。(1994年10月)



冷蔵コンテナが到着

1994年10月の黄変・全量廃棄事故を教訓に、冷蔵コンテナを設置した。稼動に必要な電源設備の設置費用は大阪よどがわ市民生協が支援した。
(1995年3月8日)



第二次訪日団

ラメーからの一行4名が訪日、よどがわ市民生協組合員・職員と交流したほか、とくしま生協の総代会にも出席した。写真はよどがわでの交流会の風景。
(1995年5月30日)



当時の出荷作業の様子。

(1996年12月24日撮影)



同上

(1996年12月24日撮影)



よどがわ20周年

大阪よどがわ市民生協創立20周年記念式典に参加したタウィ会員(左から2人目)とジャルーン農業振興局員(同3人目)。
(1997年2月)



新作業場建設

完成間近の新作業場を前に大阪よどがわ市民生協 藤田部長(当時)らと。この日よどがわから作業場建設支援金42万円が会に贈られた。作業場は同年5月に完成した。(1997年3月10日)



大洪水

1997年8月、大型台風によって洪水となり、橋は通行不能に。幹線道路も寸断され、20日間余り出荷できない状態になった。



そして大旱魃

逆に翌年の乾季は深刻なエルニーニョ旱魃に見舞われ、生産基盤が壊滅的な打撃を受けた。(1998年乾季)



苦しいときほど交流を

旱魃の真っ只中であつた1998年3月、第5次よどがわ友好訪問団がラメーを訪問し、生産者を励ました。



復興に向けて

早魃被害に対する大阪よどがわ市民生協からの義捐金を受け、会では「よどがわ基金」を設置。生産基盤の復興支援を進めた。写真は1998年12月に開かれた同基金運営委員会の会合風景。



営農活動も開始

生産基盤復興に向け、スカパット理事(写真左端:役職は当時)が常勤役員となり、圃場巡回、栽培指導を開始した。(1999年3月撮影)



笑顔が戻ってきた...

復興への努力が実り、1999年10月には出荷量が13トンまで回復。作業員の表情にも明るさが戻ってきた。



新しい力

パト郡など近隣で農業に従事している若い生産者がバナナ栽培を開始。生産力は急速に伸びていった。(写真はパンワン地区の生産者の圃場、2000年5月)



鳥取県生協職員の訪問

2000年7月、鳥取県生協の若い職員3名が井上商品部長(当時)に率いられて、ラメーを訪問し、パト地区の若い生産者と交流した。

(2000年7月21日)



スカパット専務が鳥取を訪問

鳥取県西部地震があった2000年11月、スカパット専務理事(当時)が鳥取県生協を訪問。松軒専務理事(当時)に記念品のほか、6万円の義捐金を手渡した。ラメーの生産者が同生協を訪問したのはこの時が初めてだった。

(2000年11月14日撮影)



鳥取県生協組合員がラメー初訪問

鳥取県生協組合員15名がラメーを初訪問。バナナの苗を記念植樹するなど産地の生産者と交流。

(2001年1月17日)



バンラートを招いての産地交流会開催

バンラート農協のバナナ生産者を招待しての産地交流会を開催。栽培に関する熱心な意見交換がなされた。

(2001年3月17日)



第8次よどがわ友好訪問団

2001年8月22日、よどがわ友好訪問団がラメーを訪問。パト地区の圃場などを視察したほか、80名ほどの生産者が集まった意見交換会も開催した。



新体制

発足から会の運営を支えてきたニポン理事長(当時)が勇退、イサラー理事長(当時)率いる新体制が発足した。(2002年3月4日)



営農指導員が鳥取訪問

2002年3月11日、ナレート営農指導員が鳥取県生協を訪問。生協主催の「産直虹の集い」に参加した。



また早魃が……

2002年、ラメーは四年ぶりの早魃に直面。新執行部は発足直後からその対応に追われた。(2002年4月)



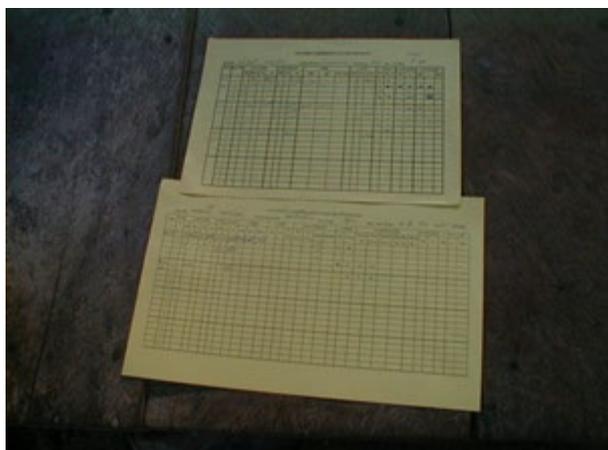
とくしま生協職員が訪問

とくしま生協職員 4 名がラメーを訪問。圃場、出荷作業を視察し、生産者と交流した。
(2002 年 7 月 12 日)



9 周年

タイでは「9」をラッキーナンバーとすることから 9 周年を迎えた 2002 年、ラメーで記念行事を開催した。同時に「栽培・出荷基準」を改めて確認し、調印した。
(2002 年 9 月 14 日)



イエローカード

9 周年行事での「栽培情報開示に対する要求が高まってきた」という日本サイドの示唆を受けて、栽培管理記録票(イエローカード)を導入。
(2002 年 11 月)



早魃への義捐金寄付

2002 年 12 月 12 日、大阪よどがわ市民生協の前川常務理事(当時)がラメーを初訪問し、早魃被害に対するよどがわ、しこく、鳥取三団体からの義捐金 50 万バーツをイサラー理事長に手渡した。



トウカーワット農園経営農民会

よどがわ生協&ラメー

ホームトンバナナの取引きについての申合せ

前文

タイ国「ラメー・ホームトンバナナ・グループ」(以下甲という)と日本国「大阪よどがわ市民生活協同組合」(以下乙という)およびアジア文化交流会(以下丙という)は、1994年1月16日の甲、乙および丙による共同宣言を実効あるものにするため、以下の申し合わせをします。

第1条(目的)

甲、乙および丙は、甲の農業を発展させて豊かな生活を築きたいという願いと、乙の安全・安心なバナナが欲しいという願いの実現のために、お互いの立場を尊重しつつ、協力しあうことを約束します。

第2条(お互いの責任)

甲および丙は、乙の組合員の願いを尊重し、乙の指定するバナナを無農薬で生産し、遅滞なく確実に受け渡しをします。乙は約束したバナナの普及活動を誠意をもって行います。

第3条(売買契約)

1. 甲および丙が乙に供給するバナナの受渡条件、支払条件および恒常的な取引きについての条件は、別に定める契約書に基づいて行います。なお、バナナの品質、単価、数量等の条件が変化する時は、甲、乙および丙が協議して決定します。
2. 乙および丙は、甲から供給されたバナナの日本における植物検疫の結果、廃棄率とその理由、乙の組合員の反応などを甲に報告する義務を負います。

第4条(栽培および検品)

1. 甲は、誠実に乙の希望する無農薬バナナを栽培し、確実に検品のうえ乙に供給します。施肥等についても乙と協議のうえ実施します。
2. 丙は、乙の栽培および検品の方法について助言し指導に努めます。
3. 甲および丙は、作付けに参加したグループ員を登録し、定期的に乙に連絡します。
4. 甲および丙は、バナナの生育状況を、定期的に乙に連絡します。

第5条(相互の交流)

甲、乙および丙は、共同宣言を基礎に、お互いの立場および要求を理解し、相互の信頼と友好を強めるために交流に努めます。そのための交流基金制度を設け、その拠出および支出方法などについては、甲、乙および丙の協議のもとに行います。

第6条(窓口)

1. 基本問題については、甲、乙および丙の三者で協議して決定します。
2. 実務上の窓口は丙を指定し、甲および乙は丙を通じて連絡をします。ただし甲または乙が相互に直接連絡することを妨げませんが、なるべく速やかにその都度丙にも連絡することとします。

第7条(重大な変更)

甲、乙および丙は、前条までに定めた事項が守れない状況になった場合、速やかに他の二者に連絡し、三者で協議して解決します。

第8条(その他)

この申し合わせに定めがない事柄については、甲、乙および丙の三者で協議して、決定します。

第9条(期間)

この申し合わせの期間は1年とし、甲、乙および丙のうちから異議が出ないときは、さらに1年単位で継続します。

1994年4月25日



トウんカーワット農園経営農民会

とくしま生協&ラメー 「無農薬栽培バナナ」の取扱いにあたっての覚書

主旨

日本国内では1963年の輸入自由化以降バナナはみかん、りんごに次ぐ消費量の多い果物になっており、甘くて食べやすく高カロリーであるという特性から、乳幼児からお年寄りまで広く食用に供されています。しかし昨今は生産地での大量の農薬使用やポストハーベストなどが問題になっており、「安全・安心で質の良い」バナナを求める消費者が多くなっています。

「無農薬栽培バナナ」の取扱は、消費者のこうした声に応え、また生産者の自立と発展に貢献できることを目的とします。

この主旨をふまえ、生活協同組合とくしま生協(以下とくしま生協)と株式会社アジア文化交流会・夢のバルーン(以下アジアバルーン)及びラメーホームトンバナナグループ(以下ラメーホームトングループ)は「無農薬栽培バナナ」の取扱いにあたって下記の通り覚書を締結します。

確認事項

1. とくしま生協、アジアバルーン、ラメーホームトングループは「無農薬栽培バナナ」の取扱を通じてとくしま生協組合員の生活と健康を守ると共に、ラメーホームトングループ生産者の自立と発展に貢献します。
2. とくしま生協、アジアバルーン、ラメーホームトングループは「無農薬栽培バナナ」の取扱いにあたり、上記の目的の達成のために長期的な視野に立って協議を重ねます。
3. 「無農薬栽培バナナ」の取扱いにあたり、とくしま生協、アジアバルーンはとくしま生協組合員の利用結集につながり、且つラメーホームトングループの生産性が確保できる適正価格の実現に努力すると共に、ラメーホームトングループは新鮮・安全・良質な「無農薬栽培バナナ」の効率的生産と供給に努めます。
4. 「無農薬栽培バナナ」の取扱いにあたり、その栽培方法及び管理・出荷方法については別途覚書を締結するものとします。
5. 「無農薬栽培バナナ」を前進させるために、とくしま生協はラメーホームトングループとの交流を深めると共に、とくしま生協組合員とラメーホームトングループメンバーは必要な学習活動を進めます。
6. 「無農薬栽培バナナ」の取扱をさらに発展させるために、関係する機関や団体の支援・協力を求めます。
7. 本覚書の証として、タイ語文、日本語文、英語文各三通を作成し、各々が各三通を保有します。



大阪よどがわ市民生活協同組合、鳥取県生活協同組合、生活協同組合連合会コープしこく(以下消費者団体)とタウンカーワット農園経営農民会(以下生産者団体)及び両者を仲介する株式会社パシフィック・トレード・ジャパンと株式会社パンパシフィックフーズコーポレーション(以下仲介団体)は、生産者団体が生産し消費者団体に供給する無農薬バナナの栽培・出荷について以下の基準に基づく生産・出荷活動を推進することに合意した。

1. 基本方針

すでに文書で確認されている以下の3つの文書の趣旨を継承する。(イ)、生産者団体が1994年1月15日に大阪よどがわ市民生協との間で調印した『共同宣言』、(ロ)、同年4月25日に調印した『ホームトン・バナナの取り引きについての申し合わせ』、(ハ)、同年10月14日にとくしま生協との間で調印した『共同宣言』。

2. 基本となる基準

この基準に反したバナナは三者の事前合意がない場合供給しない。

(1)生産関連基準

1. 無農薬栽培:栽培期間中は圃場内での一切の農薬使用をしない。(イ)、ここでいう「栽培期間」とは最初の苗の定植を開始する3ヶ月前から同一圃場における最後の収穫が完了する時点までを意味し、二番苗以降のものについても適用する。(ロ)、「無農薬」とは工業的に生産された殺虫剤、殺菌剤、除草剤、防虫剤等の化学農薬を使用しないことであり、バナナはもとより同一圃場内にある他の植物に対しても使用しない。ただし生産者が独自に天然資材を使用して製造するもの及び天然資材のみを原料としていることが証明できるもので、かつ環境・生態系、生産物及び人体への負荷が無いことが証明されたものを除く。
2. 品種:ホームトン種であること。
3. 生産者:生産者団体の会員であること。

(2)出荷関連基準

1. 熟度:花芽を切断した日から50日以上のものであり、完熟した状態を100%とした場合に75%~80%の熟度であること。
2. サイズ・重量:1ピース当たりの重量が100グラム以上あり、かつ房外側中央の実の最大円周が10センチ以上であること。分断された房の場合には分断部から数えて外側2番目の実を対象とする。
3. 傷・アザなど:当たり傷、アザなどが全房の表面積のうち目検で、あわせて20%以下であること。ただし輸送中の品質劣化に繋がると判断される表皮部の生傷は認めない。
4. 温度管理:収穫から36時間以内に冷蔵庫に搬入されること。
5. 情報管理:出荷される全ての箱について、箱番号で圃場と生産者が特定できるよう情報が管理されること。
6. 収穫後の農薬使用禁止:収穫後パッキング・ハウスに搬入されてから梱包後出荷されるまでバナナ、包装資材、箱などに一切の農薬を使用しない。

3. 目標とする基準

よりよい品質のバナナを供給するために目標となる基準であり、生産者・出荷者はこの基準を満たすよう鋭意努力する。

(1)生産関連基準

1. 土壌の管理:長期安定的な生産を維持し、連作障害を防止するための土壌管理に常時気配りをすること。バナナ定植1,000本当たり3t以上を目安に有機堆肥を十分に投与し、化学肥料は必要な場合であってもその使用を

最小限度に抑える。また混植、輪作体系、休耕などによる土壌の安定化を図る。なお土壌調整目的の生石灰の使用は定植前に限り、必要な場合に限り最小限度認める。

2. 苗の育成及び栽培管理:健全な苗の生育を維持するために、別途定める栽培管理マニュアルに基づいて、苗の選別、定植間隔、脇芽の処理、葉の処理、施水、施肥などについて最低限必要な管理が施されること。
3. 肥培記録の管理:生産者は自身の肥培管理・栽培管理記録をつける。
4. 生産・栽培記録の公開:生産者団体は生産者に対し肥培管理記録・栽培管理記録を常に開示できる状態で保管するよう指導し、消費者団体より要請があった場合には常に開示する。

(2)出荷関連基準

1. 集荷管理:圃場での集荷は出荷当日の早朝に行い、農場での滞留時間が長くないように努める。
2. 工程管理:収穫後のパッキング・ハウスまでの輸送や梱包作業中に生じる品質劣化及び日本までの輸送途中に生じる品質の低下を最低限に抑えるためのバナナの取り扱いや輸送方法及び梱包方法などについて、別途作成する作業マニュアルに沿った管理を行なうこと。特に収穫から冷蔵庫搬入までの時間を24時間以内にするよう努めること。
3. 作業効率や精度を維持するための作業場の管理・運営を向上させていくこと。
4. 衛生管理:使用する水、資機材、作業員の身辺など作業環境を清潔な状態に保ち、商品の安全性に影響すると見なされる病原菌等のパッキング・ハウスにおける繁殖を予防するよう努めること。洗淨水・石鹼水などの入れ替えは作業工程表に沿って進める。
5. 機材管理:冷蔵庫その他の機材の稼働状態を定期的に点検し、異常が発見された場合には直ちに対応すること。

4. 基準の変更

上記基準の変更についていずれかより提案があった場合には三者協議し、一時的な変更、恒久的な変更であるか否かを問わず各団体の文書による承認によって発効する。

5. 基準遵守・励行状況の情報開示

生産者及び生産者団体は仲介団体に対し常に本基準遵守・励行状況について情報を開示する義務を負う。

2002年9月14日



トゥンカーワット農園経営農民会



バンラート農業協同組合



チュンボン県無農薬ホームトンバナナ生産組合

生産技術交流に関する覚書

トゥンカーワット農園経営農民会、バンラート農協バナナ生産者協議会、パ・ト・ホームトンバナナグループは、各団体に所属する生産者が日本向けに生産する無農薬栽培バナナの生産活動・出荷活動に関し、以下のような協力関係を結ぶことに合意し、本日覚書に署名します。

1. 三団体は栽培技術・出荷技術・組織運営技術などについて各々の経験や情報を交換し合い、各面における技術向上に繋がります。このため年最低二回、三団体合同の技術交流会を主催地持ち回りで開催します。
2. 三団体は三団体共通の最低基準ならびにそれぞれの標準についての研鑽を通じて、栽培・出荷水準の向上に向けて努力します。
3. 三団体は各生産地で天候不順など不測の事態によって生産物の過不足が生じた場合、消費者サイドの了解を得た上で相応の生産物相互補填を行ないます。

2003年2月28日

首都圏コープ®&ジーピーエス&ラメー 産直提携事業に関する協定書

生活協同組合連合会首都圏コープ事業連合(以下甲という)、株式会社ジーピーエス(以下乙という)、トウンカーワット農園経営農民会(以下丙という)、の農畜産物の産直提携事業に関する協定を以下の通り締結する。

第1条(目的)

本協定は、生活者(消費者・生産者を包含する)の健康で安心な暮らしに貢献するため、農業の持つ多様な価値を見直し、環境保全・資源循環を基本におき、農と食をつないで、豊かな地域社会をつくることを目的とします。

第2条(提携産地の条件)

本協定における丙は、以下の基準を満たすことを条件とする。

1. 生産者・産地が明らかであること
2. 生産方法や出荷基準が明らかで生産の履歴がわかること
3. 環境保全型・資源循環型農業をめざしていること
4. 生産者と組合員相互の交流ができること

第3条(相互協力と役割)

1. 乙及び丙は、相互協力により、以下の役割を担うものとする。
2. 計画に基づく安定的な農畜産物の取引に努める。
3. 提携産地の生産、栽培の努力を適切に評価し、相互に納得できる価格での取引を実現する。

甲及び乙は、以下の役割を担うものとする。

1. 消費者の安全な農畜産物を求める立場から、食の安全性に関わる情報や消費者の要望を提供する。
2. 提携産地の、農畜産物の生産及び技術の研究に支援、協力をおこなう。
3. 農産物の加工や流通について、環境への影響の低減と合理的な組立に協力する。

第4条(取引条件)

取引条件に関しては、関係者間で別途締結する商品取引契約書・覚書等に基づくものとする。

第5条(有効期限)

この協定書の有効期限は2005年4月1日から2006年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者のいずれかにより、書面による異議申し出がない場合は、更に1年延長するものとし、以後もこれに準ずるものとする。

2005年4月1日